NEWS RELEASE



高知県、高知県民生委員児童委員協議会連合会と セブン-イレブン・ジャパン

『高知県における地域の見守り活動に関する協定』を締結

高齢者や、子どもの安全などの見守り活動を推進

株式会社セブン - イレブン・ジャパン (東京都千代田区、代表取締役社長: 井阪 隆一) は、2015年 11月 27日(金)、高知県(尾崎 正直知事)、高知県民生委員児童委員協議会連合会(会長:前田 長司)と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として、『高知県における地域の見守り活動に関する協定』を締結いたします。

本取り組みは、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な 地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、高知県、高知県民生委員児童委員協議会連合会 と株式会社セブン - イレブン・ジャパンとが連携・協力して、高齢者等の見守り活動や子どもの安 全などの見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを推進していくものです。

セブン-イレブン・ジャパンは今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

記

- 1. 協定の名称 「高知県における地域の見守り活動に関する協定」
- **2. 協定締結日** 2015 年 11 月 27 日 (金)
- 3. 協定の趣旨

通常の店舗営業時やお届けサービスの中で、高齢者等の異変を察知した時に、市町村民生委員児童委員協議会と連携して対応することや、子どもの安全などの見守り活動への協力等に関して、高知県、高知県民生委員児童委員協議会連合会とセブンーイレブンが積極的に協力し、安全・安心な街づくりを推進する。

4. それぞれの役割

- ■高知県の役割
- ・高知県内の市町村および関係機関に対して、本協定の趣旨の周知を図るとともに 市町村における取り組みが円滑に行われるよう、助言等必要な支援を行う。
- ■高知県民生委員児童委員協議会連合会の役割
- ・各市町村民児協等は、連絡・通報を受けたときは、速やかに状況を確認するものとし、 支援等が必要と判断したときは、関係機関と連携・協議して必要な支援を行う。
- ■セブン イレブンの役割
- ・店舗営業時やお届けサービスの中で、高齢者や子どもの安全等の見守り活動を実施し 異変を察知した際は各市町村および各関係機関と連携し対応する。
- ●店舗数 ※2015 年 10 月末現在

高知県における地域の見守り活動に関する協定書

株式会社セブン・イレブン・ジャパン(以下「甲」という。)、高知県民生委員児童委員協議会連合会(以下「乙」という。)及び高知県(以下「丙」という。)は、地域で支え合う仕組づくりに関して相互に協力するため、次のとおり地域の見守り活動協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 協定は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、地域の中で支援が必要と思われる世帯や子どもの安全などの見守り活動に対して、甲、乙、及び丙が積極的に協力し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(甲の協力内容)

- **第2条** 甲は、コンビニエンスストア事業に従事する甲の社員及び従業員並びに甲とフランチャイズ契約を締結した事業者及びその従業員(以下「甲関係者」という。)に対して、協定の趣旨を周知し、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとする。
- 2 甲は、日常の業務の範囲において、甲関係者が地域住民に関して何らかの異変を察知 したときは、甲関係者を通じ、速やかにその地域を管轄する民生委員・児童委員協議 会に連絡・通報するものとする。
- 3 甲は、前項の連絡・通報を良心に基づき誠実に行うものとする。ただし、当該連絡・ 通報の有無及び民生委員・児童委員の活動により生じる諸問題に対して、甲及び甲関 係者は一切の責任を負わないものとする。
- 4 第2項の連絡・通報に伴い甲に生じる経費は、甲の負担とする。

(乙の活動内容等)

- 第3条 乙は、市町村民生委員児童委員協議会及び民生委員・児童委員(以下「市町村民 児協等」という。)に対して協定の趣旨を周知し、円滑な連絡通報体制の整備を行うも のとする。
- 2 各市町村民児協等は、前条第2項の連絡・通報を受けたときは、速やかに状況を確認 するものとし、支援等が必要と判断したときは、関係機関と連携・協議して必要な支 援を行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請に応じて活動に必要な情報を提供し、円滑な連絡・通報の実施に努めるものとする。

(丙の支援内容)

第4条 丙は、市町村及び関係機関(以下「市町村等」という。)に対して協定の趣旨を周知し、市町村等における取組の円滑な実現を支援するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 甲、乙及び丙は、協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(機密保持の義務)

第6条 乙及び丙は、活動上知り得た甲及び甲関係者の機密情報を、甲の承諾なく、他人

に漏らし、又は自己の業のために使用してはならない。協定が終了した後も同様とする。

(相互連携)

第7条 甲、乙及び丙は、協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 社会情勢の変遷等によって、協定に不備が生じた場合又は協定に定めがない事項 については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間 満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも文書による終了の意思表示が ないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以 後もまた同様とする。

(甲に関する確認事項)

第10条 協定に基づき地域見守り活動に参加する甲の店舗は、甲が別に定める。

協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、及び丙が記名押印のうえ、各 1通を保管する。

平成27年11月27日

- 甲 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井 阪 降 一
- 乙 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会 長 前 田 長 司
- 丙 高知県知 事尾 崎 正 直